

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資 金融資制度要綱の一部改正 (県例規集登載)		目次	岡山県公報
			発行 岡山県
経営支援課		担当課(室)	
			目次
			担当課(室)

令和2年12月17日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第六百四十七号

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱（令和二年岡山県告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条中「同年十二月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「令和三年一月三十一日」を「同年五月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、令和二年十二月一日以降に岡山県信用保証協会が保証の承諾を行った融資について適用する。